

第 12 章 第一審通常手続に関するコメント

はじめに

中国の民事訴訟第一審手続は、条文としては、第 2 編第 12 章第 1 節「訴えの提起及び受理」(119 条～124 条)、第 2 節「審理前の準備」(125 条～133 条)、第 3 節「開廷審理」(134 条～149 条)、第 4 節「訴訟の中止及び終結」(150 条～151 条)、第 5 節「判決及び裁定」(152 条～156 条)によって構成される。通常の民事訴訟の第一審手続は、原告により提起された訴えが人民法院により受理された後、審理前の準備手続を経て、法廷において開廷審理がされ、判決により終了する。人民法院による調解¹⁾は、手続のどの段階でもすることができ、開廷前(先行調解)にもなされうる。

一 訴えの提起および受理

1 提訴

訴えの提起は、原告が訴状を人民法院に提出して行う(ただし、中国民訴 120 条 2 項により口頭での提訴も例外的に許されている)。訴状には、中国民訴 121 条にいう必要的記載事項の記載が求められる。原告および被告の氏名、年齢等の属性と連絡方法等を具体的に記載することが要求されている(被告が所在不明な場合にも提訴は可能である)。日本の民事訴訟にいう請求の趣旨・原因に相応するものは、3号において、訴訟上の請求ならびに根拠とする事実および理由として記載が要求されている。また、4号により、訴状の提出の段階で、証拠および証拠の由来ならびに証人の氏名および住所(日本法にいう証拠説明書)といった事項を記載することが求められている。

1) 日本の制度と区別しやすいよう、ここでは「調停」ではなく、「調解」とする。

2 受理および立案

訴訟事件が人民法院によって審理判断されるには、提起された訴訟事件の受理が必要である。受理とは、提訴された訴訟事件がその要件を満たしている場合に、人民法院が、これを立案し審理をすることを決定する行為をいう（審査は裁判廷でなく立案廷が行う）。日本法からみれば特殊な制度であり、受理によって、人民法院ははじめて当該訴訟事件につき審判権を有することになる。訴訟係属による法的効果も受理により生じる。受理がされる場合には、人民法院により立案がされなければならない。立案とは人民法院が訴訟事件として正式に記録することを決定することをいう。立案は提訴が適法である場合のみになしうが、立案後に不適法であることが判明することもありえ、その場合には訴え却下の裁定がされる。

受理要件は、中国民訴119条に規定されており、被告が明確であり訴訟上の請求が具体的であることといった、日本法における提訴時の訴状審査における形式審査の対象であるものも含まれるが、そのみならず、日本法にいう訴訟要件が受理に際して審査される。管轄権の存否や、訴訟で争われる権利の帰属主体でない者による訴えの場合にはその者が直接の利害関係を有しているかといった点（日本法での法定訴訟担当の場合に該当する。利害関係を有するというためには失踪者の財産管理人等のように法律上の明文規定が必要である）が審査される。出訴期間の定めのある場合には当該期間を経過した後の提訴は受理されない。人民法院の判決や調解により解決をみた事件は再審により争うことができるものの、再審を経由せずして再訴がされたときは不受理扱いとなる。離婚訴訟の判決や調解により解決をみた離婚事件・養親子関係事件で6ヶ月内に新たな事由なくして提起された訴えも受理されない（124条5ないし7号）。なお、119条からは明らかではないが、運用としては、契約書、領収書等の日本においても訴状に添付される証拠が添付されているかも受理の許否の判断に影響するようである²⁾。ただし、消滅時効にかかった請求についての提訴は、不受理の裁決ではなく、受理の後に請求棄却判決をなせば足りるものとされている。なお、中国民訴124条は、行政訴訟事件、仲裁の合意がされている事件につき提訴がされた場合、また

2) 小嶋明美『現代中国の民事裁判』（成文堂・2006年）160頁、同「中国民事訴訟の手續構造と訴訟運営の規律（1）」創価法学42巻1・2号（2012年）95頁、98頁。

管轄権のない裁判所に提訴がされた場合には、人民法院は、それぞれ不受理の裁定をする前に、原告に適切な紛争解決機関ないし管轄権を有する法院へ提訴するよう告知することを定めている。

人民法院は提訴が要件を満たしている場合には受理しなければならないのが建前であり、適法な提訴事件を受理するか否かが人民法院の裁量にかかっているわけではない。しかしこれまでは、社会的政治的にデリケートな事件など、適法に提訴がされている訴訟事件が受理されないことも多く、あるいは、長期間にわたって受理・不受理の裁定がされないことも少なくなかったようである。また、人民法院は、受理・不受理にかかわらず、訴状の提出を受けた日の翌日から7日以内に立案の裁決をなし当事者に書面による告知をしなければならないところ、不受理の裁定については裁定書が作成されないことも珍しくなかったようである³⁾。結果として、人民法院の不受理の裁定に対しては不服申立てが可能でありながら裁定書が作成されないまま、実際は不服申立てできない現象が少なからず起こっていた。そこで、2012年改正民訴法では、このような状況に対処するために、不受理の裁定の場合にも必ず裁定書が作成されなければならないこととされた(123条⁴⁾。

二 審理前の先行調解および審理前の準備手続

受理された訴訟事件は、開廷審理のための準備手続に付されることになる。

1 審理前の準備手続

①中国民事訴訟法では、日本法にいう口頭弁論手続に該当する審理手続を、開廷審理と呼び、中国民訴第2編第3節に規定がされている。第2節では、その開廷審理のための準備手続が規定されている(125条ないし133条)。準備手続の目的は、争点の早期整理とそれを争うのに必要な証拠の収集を図ること、また状況に応じて判決以外の適切な解決手段を探りやすくさせることにある。

訴訟関係文書の提出について、中国民訴125条1項は、被告に、人民法院から

3) 白出博之「中国民事訴訟法の改正について」国際商事法務40巻11号(2012年)1671頁以下、1672頁。

4) 上原敏夫・江藤美紀音・金春・白出博之・三木浩一「特別座談会 中国への法整備支援事業の現状と課題」論究ジュリスト5号(2013年)210頁以下、220頁〔金春〕。